

(別表 1)
事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標			
I. 現状			
(1) 地域の災害リスク			
①地域の概要・立地			
唐津上場商工会管内は、唐津市の一部（肥前町・鎮西町・呼子町）行政区域ならびに玄海町の全部行政区域を範囲としている。佐賀県の北西部、東松浦半島の端に位置しており、東部は唐津市街地と接し、西部は伊万里湾を経て長崎県松浦市鷹島町ならびに福島町と、南は伊万里市と境を接している。北部には玄界灘に面したリアス式海岸を形成し、複雑に入り込んだ地域が多く見られる。また、5つの離島（向島・加唐島・松島・馬渡島・小川島）を含む沿岸地域は景観的に優れ、玄海国定公園に指定されている。観光産業が盛んな呼子町は、「日本三大朝市の呼子朝市」「呼子のイカ」が全国的にも認知度が高く、観光客も年間約100万人が訪れる。さらに、鎮西町の「肥前名護屋城跡」にも多くの観光客が訪れている。 管内の地形は、玄武岩が流出して形成された波状形台地で、通称「上場台地」と呼ばれ、表層地盤は「ややゆれにくい」地域とされている。しかし、地形的・地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、過去に地すべりや急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。 唐津市（肥前町・鎮西町・呼子町）には1級及び2級河川はなく、河川浸水の危険性はない。一方、玄海町には、2級河川である仮屋湾へ注ぐ有浦川、座川と外津浦へ注ぐ志礼川などがあり、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい状況にある。			
《管内の面積・人口・世帯数》		令和7年10月1日現在	
地 域	総面積	総 人 口	世帯数
唐津上場管内	127.84 k m ²	18,290 人（男：8,969 人、女：9,321 人）	7,961 世帯
（内訳）唐津市	91.92 k m ²	13,572 人（男：6,558 人、女：7,014 人）	6,088 世帯
（内訳）玄海町	35.92 k m ²	4,718 人（男：2,411 人、女：2,307 人）	1,873 世帯
※上記、表内の唐津市は「肥前町・鎮西町・呼子町」のみである。			
②想定される地域の災害リスク			
【唐津市（肥前・鎮西・呼子）】			
（洪水：ハザードマップ）			
肥前・鎮西・呼子地区には1級及び2級河川はなく、浸水被害は想定されていない。			
（土砂災害：ハザードマップ）			
肥前・鎮西・呼子地区は、地形的・地質的に不安定な山地丘陵に占められていることから、土砂災害警戒区域が多数存在する。過去にも地すべりならびに急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。			
（地震：ハザードマップ、J-SHIS、ハザード情報レポート）			
国の主要活断層帯として、有明海北岸地域の平野とその北側の山地との境界に沿って分布する「佐賀平野北縁断層帯」、および福岡県境近くの「日向峠－小笠木峠断層帯」が選定されており、これらが活動した場合の地震の規模がそれぞれマグニチュード7.5程度及びマグニチュード7.2程度と、大規模な地震が発生する可能性を指摘されている。			

また、唐津市七山池原付近から北西の海域に延びる城山南断層、伊万里市西部を北西－南東に延びる楠久断層、鹿島市の南を北西－南東に延びる西葉断層などがあり、活動すれば大きな被害が生じる恐れがある。

なお、地震による被害については、県内に存在する活断層（帯）だけではなく、福岡県や長崎県など周辺地域の活断層（帯）で発生する地震でも大きな影響が及ぶ可能性があることに留意しておく必要がある。

ハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、今後30年以内に震度5以上の地震が発生する確率は、肥前地区2.85%、鎮西地区2.91%、呼子地区3.66%とされている。

（津波、高潮：ハザードマップ、佐賀県津波浸水想定）

地震による津波災害および台風、集中豪雨、潮の影響による高潮災害については、沿岸部や河川沿いの地区で5.0m未満の浸水が予想される。

【玄海町】

（洪水：ハザードマップ）

町内の河川は、上場台地の谷間を縫って流れ、流路延長が短く急勾配となっており、降雨量の多い時期には洪水等が発生しやすい。二級河川は、仮屋湾へ注ぐ有浦川、座川と外津浦へ注ぐ志礼川などがある。本町のハザードマップによると、有浦川沿いならびに志礼川上流において浸水が予想されており、諸浦地区・新田地区・有浦上地区・長倉地区・値賀川内地区を中心に5.0m未満の浸水が予想される。

（土砂災害：ハザードマップ）

本町は、大半が地形的、地質的に不安定な台地丘陵で占められており、土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が多数存在する。過去にも地すべりや急傾斜地の崩壊等が発生しており、今後も発生する危険性は高い。

（地震：ハザードマップ、J-SHIS、ハザード情報レポート）

本町の地震ハザードマップでは、竹木場断層を震源とする地震と町直下を震源とした地震とを想定した揺れやすさを示している。竹木場断層を震源とする地震では、全域で震度6弱以上、町直下を震源とした地震では、全域で震度6強以上の揺れが予測される。J-SHIS地震ハザードステーションの確率論的地震動予測地図によると、今後30年間で震度6弱以上の地震が3%の確率で発生するとされている。

なお、ハザード情報レポート（あいおいニッセイ同和損保作成）によると、今後30年以内に佐賀平野北緑断層帯を震源とする震度5以上の地震が発生する確率は、2.21%とされている。

（津波、高潮：ハザードマップ、佐賀県津波浸水想定）

地震による津波災害および台風、集中豪雨、潮の影響による高潮災害については、沿岸部や河川沿いの地区で5.0m未満の浸水が予想される。

【唐津市・玄海町共通】

（台風・積雪等）

当管内は、台風が来襲する頻度が高く、接近する時期は6月から10月であり、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。台風の風速は、台風を中心から50～150km付近が最も強く、当地区の地形は中心から離れていても強風の影響を受けやすく、過去においてたびたび被害を受けている。

また、地震による津波や台風による高波の影響も受け易く、万が一、大規模地震や超大型台風が発生した場合は、河川沿いは長期にわたる浸水被害が起きる可能性がある。

一方、当地区は沿岸部に位置することから積雪も少なく、これまで大きな被害はないが、山間部では路面凍結による通行止めや水道管破裂などの被害は生じている。

(感染症)

季節流行性が高いインフルエンザならびに猛威を振るった新型コロナウイルス感染症などの急速なまん延に伴い、多くの市民・町民の生命および健康に重大な影響を及ぼす恐れがある。また、今後も新たなウイルス感染症の出現が懸念されており、全国的に猛威を振るうこととなれば、経済的にも影響が生じることが懸念される。

(2) 商工業者の状況（令和7年4月1日時点）

	唐津市	玄海町	合計
商工業者数	714	210	924
小規模事業者数	676	196	872

【内訳】唐津市（肥前町・鎮西町・呼子町）

業 種		商 工 業 者 数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建 設 業	150	149	地域に広く分布
	製 造 業	62	58	主に各港に分布し水産加工業が多い
	卸・小売業	191	185	地域の中心部に集中
	飲食店・宿泊業	98	91	観光地（呼子・鎮西）に集中
	サービス業	158	150	地域に広く分布
	そ の 他	55	43	地域に広く分布
	合 計	714	676	

【内訳】玄海町

業 種		商 工 業 者 数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商 工 業 者	建 設 業	57	54	地域に広く分布
	製 造 業	16	15	地域に広く分布
	卸・小売業	46	45	中心部・原発周辺に集中
	飲食店・宿泊業	31	29	原発周辺に集中
	サービス業	45	42	地域に広く分布
	そ の 他	15	11	地域に広く分布
	合 計	210	196	

(3) これまでの取組

1) 唐津市の取組

- ・唐津市地域防災計画の策定（令和5年8月改定）
- ・防災訓練等の実施（防災パトロール、福祉施設避難訓練等）
- ・地域防災力向上促進事業による自主防災組織の育成等
（自主防災組織の設立数：86）令和7年8月現在
- ・市内企業等との災害時応援協定の締結
（70団体と締結）令和7年8月現在
- ・唐津市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（令和8年度改定予定）

2) 玄海町の取組

- ・玄海町地域防災計画の策定(令和6年5月改定)
- ・防災マップの作成、配布
- ・防災行政無線(戸別受信機等)の整備
- ・河川防災カメラ(有浦川監視)の設置
- ・防災訓練等の実施(防災パトロール、福祉施設避難訓練等)
- ・防災備品の備蓄
- ・玄海町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(令和7年度又は令和8年度改定予定)

3) 唐津上場商工会の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する国ならびに県の施策周知および支援
(佐賀県事業継続力強化事業補助金の申請支援ならびに事業遂行支援)
- ・関係機関が開催する事業者BCPセミナー情報の周知
- ・発災時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
(令和4年台風14号による被害に関する特別相談窓口)
(令和5年7月7日から的大雨による災害に関する特別相談窓口)
- ・各種共済保険制度への説明ならびに加入推進
(佐賀県火災共済、全国連共済等)

II. 課題

第1期計画にて発災時または災害発生前の事前対策の周知啓発について一定の体系化を図り、災害発生時の迅速な情報収集ならびに唐津市・玄海町・佐賀県商工会連合会・関係機関との連携に関して明文化できたものの、職員間でのマニュアルの共有が十分にできておらず、災害に関する知識やノウハウの蓄積が不十分であり、緊急時の体制構築にも課題が残る。

また、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことで、管内事業者の経営状況もコロナ禍以前の水準に回復することを期待したものの、原油・原材料価格の高騰、相次ぐ最低賃金の大幅見直しによる収益圧迫、深刻な人手不足、コロナ対策資金の元金返済開始、さらには2024問題など、小規模事業者の自助努力をはるかに上回る経営課題が山積していることによって、「万が一」の災害や感染症に対する対策は優先順位が大きく後退しており、頻発する災害に対しても場当たり的な対応にとどまらざるを得なかった実態がある。

感染症においても同様で、日常生活の激変に対して、給付金や支援金によって事業活動を維持する、いわゆる「対症療法」によって乗り越えはしたものの、事前対策に対する意識は皆無であった。

以上のような内部・外部環境の変化により、保険や共済といったリスクヘッジに対する予防的費用の負担も厳しく、事業継続に向けたBCPの普及が進みづらい要因となっており、職員の支援ノウハウの蓄積と事業者の意識醸成が第2期計画に向けた課題となっている。

III. 目標

- ・管内小規模事業者に対する事業継続力強化計画の策定支援やセミナー、情報発信を通して、事前対策と発生時の早期対応の重要性および災害発生時の経営リスクに対する認識を深める。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、唐津上場商工会と唐津市ならびに玄海町との間における被害情報報告ルートを明確化し、早期の実態把握と復旧支援に向けた連携体制を整備する。
- ・発災後速やかな復興支援策を実施できるよう、組織内における体制、当会被災時の代替支援体制の整備、商工会連合会をはじめ関係機関等との連携体制を平時から構築する。
- ・県内では、未知のウイルスによる感染症が発生した際の具体的な対策が無く、「国内感染者発生期」「社内感染者発生時」とステージごとの対策が行えるよう、改正された事業継続力強化計画においても感染症に関する対策を必ず盛り込んでいくことで周知・意識の喚起に繋げる。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

- (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）
- (2) 事業継続力強化支援事業の内容
唐津上場商工会（以下「当会」）と唐津市（以下「当市」）ならびに玄海町（以下「当町」）の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

本計画で想定する大規模災害（水災・土砂災害）および新型コロナウイルス感染症において、発災および発現時に事業の停滞を回避すべく、管内小規模事業者の事前対策と意識の醸成および当会の支援体制の充実を図る。

1) 小規模事業者に対する災害・感染症リスクの周知

《自然災害対応》

- ・巡回指導時に、ハザードマップやハザード情報を用いながら、事業所立地場所にて想定される自然災害等のリスクおよび事業経営に与える影響を軽減するための取り組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策活用等）について周知を図り、災害対策への理解を深める。
- ・本会が発行している会報や唐津市報ならびに玄海町報、当会ホームページ、メール便にて、国、県、当市、当町の施策情報やリスク対策の必要性、損害保険等の概要紹介を行うとともに、事業者BCPの必要性、事業継続力強化計画に積極的に取り組む認定事業者の紹介等を行う。
- ・関係機関や損保会社等が開催するBCP策定・啓発セミナーへの積極的な参加を推進し、災害対策における基礎知識習得を促す。

《感染症対応》

- ・新型コロナウイルス感染症は、いつどこで発生するか不明確であり、感染の状況も日々変化することから、小規模事業者には当市や当町および県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について小規模事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・小規模事業者に対してマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を活用した多様な働き方についての意識向上を図る。

2) 事業継続力強化計画の策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導および助言を行い、計画策定支援を行う。

3) 当会の事業継続計画の作成

- ・佐賀県商工会連合会の「仕事の進め方～大規模災害編～」を参考とし、令和7年11月に感染症の記載を盛り込んだ加筆・改正版を作成。全職員にて共有し、災害に関する知識やノウハウを習得するとともに、平時ならびに緊急時に対応できる体制を構築する。

4) 関係団体等との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および東京海上日動火災保険株式会社ならびに佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- ・当市及び当町との協力体制の構築と連携により情報交換を行う。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関へ普及啓発ポスター等について掲示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

5) フォローアップ

- ・小規模事業者のBCP策定、事業継続力強化計画の認定状況を把握し、想定される災害規模が大きな地区の事業者については一層の周知徹底を図る。
- ・年々、災害規模が拡大していく近年の状況を踏まえ、計画の陳腐化防止とさらなる実効性を担保するために見直しや修正の提案を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード6強の地震ならびに豪雨災害を想定）が発生したと仮定し、当会と当市ならびに当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

< 2. 発災後・感染症発生時の対策 >

発災時において最優先すべきことは人命救助及び被災者の災害救助であり、感染症においては社内感染者発生後の二次感染防止である。続いて、事業経営の停止や遅延の回避・継続であることを当市、当町、当会ともに十分に踏まえた上で、下記のとおり地区内の事業者支援対策を実施する。

1) 応急対策の実施可否の確認

《自然災害対応》

- ・発災後、1時間以内に職員の安否確認を行う（電話やメールのみならず、SNS等を活用した安否確認ならびに業務従事の可否、家屋や道路の被害状況を当会と当市ならびに当町にて共有する）。

《感染症対応》

- ・感染症発生後には、職員の体調確認（検温等）を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等を徹底する。
- ・感染症流行ならびに新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市および当町における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

《自然災害対応》

- ・当会と当市及び当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は出勤をせず、職員自身がまず安全確保を行い、警報解除後に出勤する等。）
- ・職員全員が被災する等により、応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。

＜被害規模の目安＞

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・地区内10％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内1％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

＜報告頻度＞ 本計画に伴い、当会と当市ならびに当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

期 間	共有頻度
発災後～1週間	発災直後は、必要に応じて複数回共有し、2日目以降は1日に2回共有する。
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する。
2ヶ月～3ヶ月	2週間に1回共有する。
3ヶ月以降	1ヶ月に1回共有する。

※災害の規模により、共有頻度は協議の上、変更する場合がある。

《感染症対応》

- ・当市および当町の新型インフルエンザ対策等行動計画を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

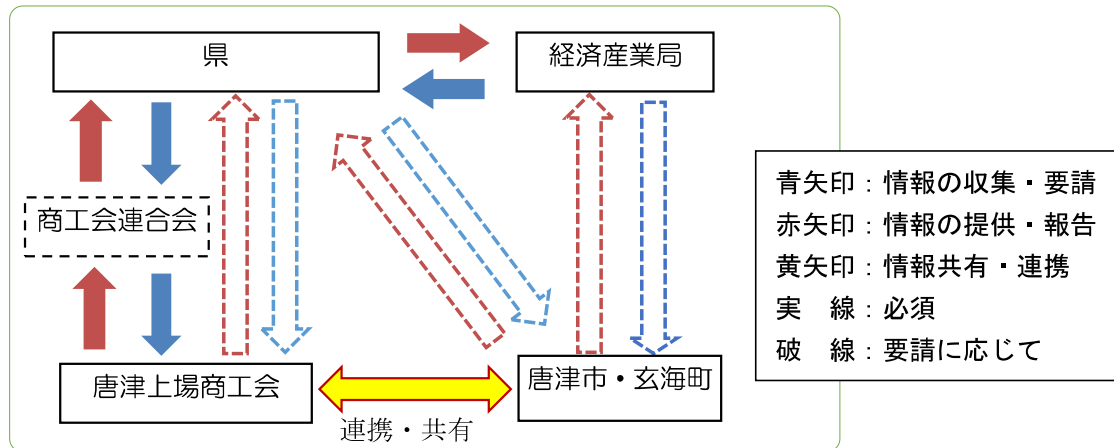
＜3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

《自然災害対応》

- ・自然災害等発生時に管内の小規模事業者の被害情報の迅速な収集、当市ならびに当町を始めとする関係機関への報告、指揮命令を円滑に行なうことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、当会と当市ならびに当町とにおいて、被災地域での情報収集や支援業務の遂行手段や人員体制について決定する。
- ・当会と当市ならびに当町は、被害状況の確認方法や被害額の算定方法について、あらかじめ共有しておく。
- ・当会と当市ならびに当町とで共有した情報は、県が指定する方法にて、当会または当市もしくは当町より県へ報告する。

《感染症対応》

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市ならびに当町が共有した情報を県の指定する方法にて、当会または当市もしくは当町より県へ報告する。



＜４．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・当会と当市ならびに当町は、相談窓口の開設方法について協議決定する（当会においては、国および県の依頼を受けた場合に特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確認された場所かつ新型コロナウイルス感染症等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設を行う。

＜５．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・当会と当市ならびに当町による協議、県連合会と県等関係機関で協議による復興・復旧支援の方針に従い、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・災害規模が大きく、被災地職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域または県連合会からの応援派遣等を県や県連合会に相談のうえ要請する。
- ・地域内企業の状況を踏まえ、他の地域の商工会・商工会議所と被災事業の代替が可能な企業のマッチングを行い、サプライチェーンの維持を図る。

※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制	
(令和 8 年 4 月現在)	
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制／経営指導員の関与体制 等)	
<pre>graph LR; A[唐津上場商工会 本所] --- 連携 --- B[唐津市商工観光部 商工振興課]; A --- 連絡調整 --- C[唐津上場商工会 経営支援センター]; A --- 連携 --- D[唐津市総務部 危機管理防災課]; A --- 連絡調整 --- E[玄海町 企画商工課]; A --- 連携 --- F[玄海町 防災安全課]; B --- 確認 --- D; E --- 確認 --- F;</pre>	
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制	
①当該経営指導員の氏名、連絡先 [Redacted] 連絡先は後述 (3) ①参照	
②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) ・本計画の具体的な取り組みの企画、実行 ・本計画に基づく進捗の確認、見直し等フォローアップ (年 1 回以上)	
(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先	
①商工会／商工会議所 唐津上場商工会 経営支援課 〒847-0401 佐賀県唐津市鎮西町名護屋 1801 番地 TEL:0955-82-3826 / FAX:0955-82-2617 / E-mail:k-uwaba@sashoren.or.jp	
②関係市町 唐津市役所 商工観光部 商工振興課 〒847-8511 佐賀県唐津市西城内 1 番 1 号 TEL:0955-72-9141 / FAX:0955-72-9182 / E-mail:syoukou@city.karatsu.lg.jp 玄海町役場 企画商工課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦 3 4 8 番地 TEL:0955-52-2112 / FAX:0955-52-3041 / E-mail:kikakusyoukou@town.genkai.lg.jp	
※上記内容に変更が生じた場合は速やかに県へ報告する。	

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	270	170	270	170	270
BCPセミナー開催費	60	60	60	60	60
通信費	60	60	60	60	60
備蓄品購入費	150	50	150	50	150

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
県・市補助金（セミナー開催・通信費） 事業収入・会費収入（備蓄品等）

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
なし	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	